

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

外国人留学生を雇用したいのだが？

Q 弊社は、シティホテルのベットメイク作業等を行っています。

今度、外国人留学生を雇用したいと思いますが、何か適切なアドバイスがあれば、お教えてもらえないでしょうか。

A. 外国人留学生は、在留カードの在留資格のところに、留学と書かれています。そして、その下の項目の就労制限の有無のところに、就労不可と書かれています。つまり、原則は、働くことはできないことになっています。しかしながら、どうしても働きたいと思う方は以下のことをします。つまり、留学生は、働くためには、入管に 在留カードと資格外活動許可申請書（第 19 条の 2 関係）とパスポートを提出します。そこで、許可をされますと、

在留カードの裏面に

許可 原則 週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く というゴム印が押されます。

また、パスポートの方には、資格外活動許可のシールが貼られる。

つまり、外国人留学生が、御社の採用に応募してきた場合は、

まず、①在留カードの在留資格を確認します。

次に、②在留カードの裏面に原則週 28 時間以内と書かれているかを確認します。

③在留期間を確認します。一般に、日本人学校に登校している場合は、最初は、1 年 3 月が多いようです。

④次にこの在留カードの有効期限をみます。

⑤パスポートに資格外活動許可のシールが貼られるかを確認します。

以上のことを確認してから、面接等に臨むとよいでしょう。

採用をした場合は、たとえば、留学生が日本人学校などに登校している場合を考えますと、学校の中には、夏季・冬季等の長期休業を設定しているところもあります。その間の労働時間はどうすればよいかという疑問が残ります。その時は、1 日 8 時間以内週 40 時間以内まで就労をさせてもよいことになっています。つまり、⑥として、その留学先の学校の年間行事等の計画表も提出させることも大切です。その一方で、在留資格に家族滞在という人もいます。その人も原則就労不可ですが、資格外活動許可申請書をすれば、留学生と同様に、原則週 28 時間以内であれば、就労をすることができます。ただし、長期休業は、関係はありませんので、年間を通じて週 28 時間以内になります。最後に、留学生を採用した場合は、ハローワークに、雇い入れ・離職に係る外国人雇用状況届出書（様式第 3 号）を提出することになっています。また、離職した場合も、様式第 3 号を提出しなければなりません。忘れやすいですので、気を付けてください。